

指定短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人 中央福社会

寿晃園指定短期入所生活介護事業運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

（目的）

第1条 寿晃園指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要支援状態又は、要介護状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適切なサービス提供することを目的とする。

（施設の目的運営方針）

第2条 指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態などとなった場合においても、その利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 寿晃園短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 石川県金沢市鞍月東1丁目19番地

第二章 従業員の職種、員数及び職務内容

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管 理 者 1名
専ら施設の職務に従事する常勤の者で従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 二 医 師 1名
医師は委託契約書に基づき毎週診療を行う他、緊急を要する場合にも診療を行う等入所者の健康管理にあたる。
- 三 生活相談員 1名
管理者の指示を受け、利用者の生活・処遇相談、生活・行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携及びボランティアの受入れ・指導等を行う。

四 介護職員 16名以上

管理者の指示を受け、利用者の日常生活の状況等の把握に努め指定短期入所生活介護計画に基づき必要な介護業務を行う。

五 看護職員 2名

管理者の指示を受け、利用者の病状、心身の状況等の把握に努め指定短期入所生活介護計画に基づき必要な看護業務を行う。

六 栄養士又は管理栄養士 1名以上

管理者の指示を受け、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

七 機能訓練指導員 1名

管理者の指示を受け、指定短期入所生活介護計画に基づき利用者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための訓練を計画的に行う。

八 介護支援専門員 1名以上

管理者の指示を受け、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにするための施設サービス計画の作成等を行う。

九 事務員 2名

管理者の指示を受け、必要な事務を行う。

第三章 利用者の定員

(入所者の定員)

第5条 事業所の利用者の定員は、3人とする。

(定員の遵守)

第6条 事業者は、災害その他のやむを得ない事情を除き、次に掲げる利用定員及び居室の定員以上の利用者に対し同時にサービスの提供を行わない。

- 一 空床型にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員
- 二 併設型にあつては、当該特別養護老人ホーム併設のショートステイ専用居室の入所定員

第四章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 サービスの提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、提供開始について利用申込者の同意を得る。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 居室が空いていない場合、利用の必要がない場合等、正当な理由がなくサービスの提供を拒否しない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な居宅介護サービス事業所等の紹介その他必要な措置を講ずる。

(受給資格等の確認)

第10条 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、利用申込者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービス提供に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第11条 利用の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第12条 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は、福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(サービス開始及び終了)

第13条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供する。

2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第14条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならない

よう配慮して行う。

- 3 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいに説明を行う。
- 4 事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 5 事業者は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 7 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（短期入所生活介護計画の作成）

第 15 条 管理者は、概ね 4 日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

（サービス提供の記録）

第 16 条 事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は、居宅支援サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

- 2 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

（介 護）

第 17 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。

- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者に対し、利用者及びその家族等の負担により当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 18 条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供する。

- 一 朝食 午前 7 時 30 分～午前 8 時 00 分
- 二 昼食 午後 12 時 00 分～午後 12 時 30 分
- 三 夕食 午後 5 時 30 分～午後 6 時 30 分
- 四 おやつ 午前 10 時 00 分～午前 10 時 15 分・午後 3 時 00 分～午後 3 時 15 分

- 2 入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して、食堂で行う。

(機能訓練)

第 19 条 利用者の、心身の状態等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 20 条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。
ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(援助及び相談)

第 21 条 常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は、その家族に対し、その相談に応じるとともに必要な助言及び援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第 22 条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料の受領)

第 23 条 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、介護保険法（以下「法」という。）第 46 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない居宅介護サービスを提供した際に利用者から支払い

を受ける利用料の額と居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

- 一 食事の提供に要する費用 2, 070円/日
- 二 滞在に要する費用（多床室） 1, 065円/日
- 三 理容代 実費負担※別表記載
- 四 その他

4 次章の実施区域を越えて、行う送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

ア. 事業の実施区域を越えた地点から、1kmにつき200円

5 前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し説明を行い、同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第24条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係わる費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他の必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第五章 通常送迎の実施地域

（通常送迎の実施地域）

第25条 通常送迎の実施地域は、金沢市内全域とする。

第六章 サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第26条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員等の指導による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（健康保持）

第27条 利用者は健康に留意するとともに、施設内で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する。

（衛生保持）

第28条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第29条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵す

こと。

- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第七章 緊急時等における対応方法

（緊急時などの対応）

第30条 従業者は、現にサービスの提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、あらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講ずる。

（協力医療機関）

第 31 条 入院を必要とする利用者のための協力病院は次のとおりである。

- 一 名 称 医療法人 社団 映寿会みらい病院
- 二 所在地 金沢市鞍月東 1 丁目 9 番地

2 利用者のための協力歯科医療機関は次のとおりである。

- 一 名 称 わたや歯科医院
- 二 所在地 金沢市大桑町イー2-1

（事故発生時の対応）

第 32 条 施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しなければならない。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第八章 非常災害対策

（非常災害対策）

第 33 条 事業所の非常災害対策については、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を置き次のとおり万全を期す。

- 一 防火管理者及び火元責任者は消防計画書（別表-2）のとおりとする。
- 二 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時、終業時に行う。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に委託するものとし、点検にあつては防火管理者が立ち会う
- 四 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令で定められた基準に

適合するように努める。

- 五 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- 六 防火管理者は、次のとおり従業員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - (一) 年 2 回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練
 - (二) 随時、非常災害用設備の使用方法的徹底
- 七 その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制を採る。

第九章 その他施設の運営に関する重要事項

(入所者に関する市町村への通知)

第 34 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 35 条 利用者に対し、適切なサービスが提供することができるよう、従業員の勤務体制を別に定める。

- 2 施設の従業員によってサービスを提供する。
- 3 従業員に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。
 - 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - 二 階層別研修 随時
 - 三 施設外研修 年一回

(衛生管理等)

第 36 条 利用者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。
 - 一 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月 1 回開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(掲 示)

第 37 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 38 条 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(広 告)

第 39 条 虚偽又は誇大な広告をしない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 40 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

(苦情処理)

第 41 条 施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

- 一 窓 口 金沢市鞍月東 1 丁目 19 番地
寿晃園指定短期入所生活介護事業所
- 二 担当者 生活相談員
- 三 電 話 (076) 237-8300

- 2 苦情処理担当者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情などの内容を記録する。
- 3 サービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、市町村の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。
- 5 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。

(地域との連携等)

第 42 条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(会計の区分)

第 43 条 短期入所生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 44 条 従業者、施設、設備構造、会計、短期入所生活介護計画書、診療録及びその他のサービスに係わる記録並びに市町村への通知に係わる記録等に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に上げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管する。

- 一 指定短期入所生活介護計画
- 二 サービスを提供した際の提供した具体的なサービスの内容などの記録
- 三 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 市町村通知に関する記録
- 五 苦情の内容等の記録
- 六 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(虐待の防止)

第 45 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を月 1 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し虐待防止のための研修を年 2 回以上実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 46 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人中央福祉会が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 16 年 3 月 5 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。